



# 栃木県公報

令和 8 (2026) 年  
3 月 27 日 (金)  
第 691 号

## 目 次

### 告 示

- 栃木県一般会計予算等..... 205
- 指定納付受託者の指定 ..... 213
- 予定保安林..... 213
- 同..... 214
- 地籍調査事業計画の決定..... 214
- 廃川敷地..... 214
- 河川区域及び河川保全区域の変更..... 215

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定..... 215
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条の規定による年度ごとにしなければならない公示..... 216

### 監 査 委 員

- 監査の結果に基づく措置状況の公表 ..... 217

### 調 達 等 公 告

- 入札公告 (特定調達公告) ..... 218
- 企画提案書の提出に関する公告 (特定調達公告) ..... 221

## 告 示

### 栃木県告示第156号

令和 8 年度栃木県一般会計予算等については、令和 8 (2026) 年 3 月 19 日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 令和 8 年度栃木県一般会計予算

令和 8 (2026) 年度当初予算では、選択と集中を図りながら必要な財源を確保し、「新とちぎ未来創造プラン」の初年度の予算として、同プランに掲げる重要施策の積極的な展開を図るほか、当面するその他の重要課題にも的確に対応することとした。

この結果、一般会計予算の総額は、9,606億8,000万円となり、前年度当初予算と比較して3.9%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和 8 年度当初予算額 (A)	令和 7 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 県 税	280,000,000	273,000,000	7,000,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金	119,001,000	109,836,000	9,165,000
3 地 方 譲 与 税	50,300,000	46,100,000	4,200,000

4	地方特例交付金	12,500,000	1,300,000	11,200,000
5	地方交付税	150,000,000	151,000,000	△1,000,000
6	交通安全対策特別交付金	400,000	600,000	△200,000
7	分担金及び負担金	7,174,161	4,492,199	2,681,962
8	使用料及び手数料	9,764,277	9,878,988	△114,711
9	国庫支出金	101,872,144	95,640,023	6,232,121
10	財産収入	2,253,304	1,685,256	568,048
11	寄附金	139,580	95,862	43,718
12	繰入金	29,193,697	31,262,374	△2,068,677
13	繰越金	1,000,000	1,000,000	
14	諸収入	139,381,837	139,109,298	272,539
15	県債	57,700,000	59,200,000	△1,500,000
	合計	960,680,000	924,200,000	36,480,000

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 議会費	1,773,442	1,571,267	202,175
2 総務費	41,996,333	42,927,120	△930,787
3 民生費	120,212,534	116,883,467	3,329,067
4 衛生費	67,458,172	67,232,036	226,136
5 労働費	2,555,648	1,893,981	661,667
6 農林水産業費	36,103,726	36,572,497	△468,771
7 商工費	130,871,801	128,979,335	1,892,466
8 土木費	78,379,357	76,832,585	1,546,772
9 警察費	49,634,940	47,856,281	1,778,659
10 教育費	206,499,605	188,185,038	18,314,567
11 災害復旧費	2,575,082	2,623,673	△48,591
12 公債費	100,835,160	99,853,520	981,640
13 諸支出金	121,284,200	112,289,200	8,995,000
14 予備費	500,000	500,000	
合計	960,680,000	924,200,000	36,480,000

## (3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 職員費	209,187,585	202,697,860	6,489,725

2 公共事業費	54,399,723	54,744,267	△344,544
3 建設事業費	66,012,078	64,943,173	1,068,905
4 公債償還費	100,835,160	99,853,520	981,640
5 主要義務費	150,116,421	142,194,528	7,921,893
6 税交付金等	121,284,200	112,289,200	8,995,000
7 一般行政費	105,697,041	95,986,430	9,710,611
8 受託事務費	1,050,905	3,006,096	△1,955,191
9 県単補助金	19,509,405	17,077,664	2,431,741
10 県単貸付金	124,670,517	123,529,676	1,140,841
11 災害復旧費	2,499,274	2,547,895	△48,621
12 直轄事業負担金	5,417,691	5,329,691	88,000
合計	960,680,000	924,200,000	36,480,000

2 令和8年度栃木県公債管理特別会計予算

本予算は、満期一括償還方式の県債の償還等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は490億3,648万円となり、前年度当初予算と比較して19.4%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 繰入金	9,485,480	9,274,332	211,148
2 県債	39,551,000	31,789,000	7,762,000
合計	49,036,480	41,063,332	7,973,148

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 公債費	49,036,480	41,063,332	7,973,148
合計	49,036,480	41,063,332	7,973,148

3 令和8年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

本予算は、地方独立行政法人である県立病院に係る地方債の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は42億2,861万円となり、前年度当初予算と比較して14.9%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比較 (A - B)
1 諸収入	2,588,290	2,079,442	508,848
2 県債	1,640,320	1,600,328	39,992
合計	4,228,610	3,679,770	548,840

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 地方独立行政法人県立病院 貸 付 金	1,640,320	1,600,328	39,992
2 公 債 費	2,588,290	2,079,442	508,848
合 計	4,228,610	3,679,770	548,840

## 4 令和8年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

本予算は、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付けに要する経費を計上したものであり、予算の総額は4億9,344万円となり、前年度当初予算と比較して4.2%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
2 繰 越 金	325,441	287,563	37,878
3 諸 収 入	167,999	185,877	△17,878
合 計	493,440	473,440	20,000

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事 業 費	493,440	473,440	20,000
合 計	493,440	473,440	20,000

## 5 令和8年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

本予算は、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給するために要する経費を計上したものであり、予算の総額は3億472万円となり、前年度当初予算と比較して0.5%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 共 済 掛 金 収 入	26,954	28,468	△1,514
2 国 庫 支 出 金	53,141	53,141	
3 繰 入 金	55,354	55,354	
4 繰 越 金	70	46	24
5 諸 収 入	169,201	169,201	
合 計	304,720	306,210	△1,490

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 心身障害者扶養共済事業費	304,720	306,210	△1,490
合 計	304,720	306,210	△1,490

6 令和8年度栃木県国民健康保険特別会計予算

本予算は、国民健康保険事業の運営に要する経費を計上したものであり、予算の総額は1,730億2,497万円となり、前年度当初予算と比較して0.7%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 分担金及び負担金	51,840,732	51,716,955	123,777
2 国庫支出金	46,998,125	47,086,779	△88,654
3 財産収入	32,625	7,142	25,483
4 繰入金	13,330,215	11,963,968	1,366,247
6 諸収入	60,823,273	61,022,756	△199,483
合 計	173,024,970	171,797,600	1,227,370

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 国民健康保険事業費	173,024,970	171,797,600	1,227,370
合 計	173,024,970	171,797,600	1,227,370

7 令和8年度栃木県営林事業特別会計予算

本予算は、県営林の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は3億7,229万円となり、前年度当初予算と比較して7.8%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 使用料及び手数料	11,634	11,627	7
2 国庫支出金	22,000	10,640	11,360
3 財産収入	98,000	72,400	25,600
4 繰入金	162,312	179,761	△17,449
5 繰越金	76,350	69,068	7,282
6 諸収入	1,994	1,994	
合 計	372,290	345,490	26,800

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 県 営 林 事 業 費	191,462	172,328	19,134
2 公 債 費	180,528	172,862	7,666
3 予 備 費	300	300	
合 計	372,290	345,490	26,800

## 8 令和8年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

本予算は、林業・木材産業改善資金等の貸付けに要する経費を計上したものであり、予算の総額は1億625万円となり、前年度当初予算と比較して44.1%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 貸 付 勘 定	102,820	188,320	△85,500
2 業 務 勘 定	3,430	1,820	1,610
合 計	106,250	190,140	△83,890

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 貸 付 勘 定	102,820	188,320	△85,500
2 業 務 勘 定	3,430	1,820	1,610
合 計	106,250	190,140	△83,890

## 9 令和8年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

本予算は、中小企業高度化等資金貸付金等の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は7,062万円となり、前年度当初予算と比較して26.9%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 分 担 金 及 び 負 担 金	6	6	
2 繰 越 金	58,412	43,422	14,990
3 諸 収 入	12,202	12,202	
合 計	70,620	55,630	14,990

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 中 小 企 業 高 度 化 等 資 金 貸 付 事 業 費	19,684	19,443	241

2 公 債 費	50,936	36,187	14,749
合 計	70,620	55,630	14,990

10 令和8年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

本予算は、就農支援資金の償還等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は9,913万円となり、前年度当初予算と比較して230.1%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
2 農業改良資金業務勘定	300	920	△620
3 就農支援資金貸付勘定	98,670	28,575	70,095
4 就農支援資金業務勘定	160	535	△375
合 計	99,130	30,030	69,100

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和8年度当初予算額 (A)	令和7年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
2 農業改良資金業務勘定	300	920	△620
3 就農支援資金貸付勘定	98,670	28,575	70,095
4 就農支援資金業務勘定	160	535	△375
合 計	99,130	30,030	69,100

11 令和8年度栃木県流域下水道事業会計予算

本予算は、流域下水道及び下水道資源化工場の維持管理並びに建設等に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	9,986,000	10,135,000	△149,000	9,809,000	9,895,000	△86,000
資本的収支	4,416,000	3,586,000	830,000	5,296,000	4,479,000	817,000
計	14,402,000	13,721,000	681,000	15,105,000	14,374,000	731,000

12 令和8年度栃木県電気事業会計予算

本予算は、川治第一発電所ほか11発電所における電気事業に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)

収益的収支	4,221,000	3,964,000	257,000	3,376,000	3,042,000	334,000
資本的収支	1,832,000	1,045,000	787,000	3,372,000	1,956,000	1,416,000
計	6,053,000	5,009,000	1,044,000	6,748,000	4,998,000	1,750,000

## 13 令和8年度栃木県水道事業会計予算

本予算は、県営水道用水供給事業（北那須・鬼怒）に要するものであり、その内容は次のとおりである。  
(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	2,079,000	2,083,000	△4,000	2,018,000	1,972,000	46,000
資本的収支	1,000	94,000	△93,000	692,000	1,397,000	△705,000
計	2,080,000	2,177,000	△97,000	2,710,000	3,369,000	△659,000

## 14 令和8年度栃木県工業用水道事業会計予算

本予算は、鬼怒工業用水道事業に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	887,000	890,000	△3,000	810,000	813,000	△3,000
資本的収支	1,000	12,000	△11,000	183,000	238,000	△55,000
計	888,000	902,000	△14,000	993,000	1,051,000	△58,000

## 15 令和8年度栃木県用地造成事業会計予算

本予算は、工業用地整備事業等に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和8年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	97,000	1,879,000	△1,782,000	131,000	1,790,000	△1,659,000
資本的収支	2,940,000	2,071,000	869,000	3,142,000	2,816,000	326,000
計	3,037,000	3,950,000	△913,000	3,273,000	4,606,000	△1,333,000

## 16 令和8年度栃木県施設管理事業会計予算

本予算は、栃木県民ゴルフ場及び栃木県本町合同ビルの運営等に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和 8 年度 当初予算額 (A)	令和 7 年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和 8 年度 当初予算額 (A)	令和 7 年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	495,000	481,000	14,000	452,000	440,000	12,000
資本的収支	269,000	19,000	250,000	321,000	109,000	212,000
計	764,000	500,000	264,000	773,000	549,000	224,000

(財政課)

## 栃木県告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

- 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区渋谷二丁目 6 番14号
- 名称  
株式会社イーティックスデータファーム
- 指定をした日  
令和 8 (2026) 年 3 月 13 日

## 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

栃木県立美術館観覧料  
栃木県立博物館観覧料

(文化振興課)

## 栃木県告示第158号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字鮎田字舟木1808- 1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

- 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第159号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8（2026）年3月27日

栃木県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市閑馬町字沢口3301・3302合併、3320・3321合併、字足ノ沢3326、3328-1、3329から3332まで、字石堂3381・3382合併、3383、3384・3385合併、3386、字東松坂3458、3465から3470まで、3512、3513-1、3513-2、3514、3515、字西松坂3547から3550まで、字金原3270

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第160号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7（2025）年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和8（2026）年3月27日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の名称	調査区 域	調査期 間
益子町	益子町のうち上大羽Ⅴ、上大羽Ⅵ、長堤Ⅱ地区	令和7（2025）年12月16日から 令和8（2026）年3月31日まで

（農村振興課）

栃木県告示第161号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

関係図面は、栃木県県土整備部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和8（2026）年3月27日

栃木県知事 福田 富一

1 河川の名称

利根川水系一級河川思川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和8（2026）年3月27日

3 廃川敷地等の位置

小山市大字石ノ上字向川原1062番5

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 992.28㎡

## 栃木県告示第162号

利根川水系に係る指定区間内の一級河川思川について、平成13年12月7日付け栃木県告示第677号を次のように改める。

関係図面のうち、思川平面図第7号図を次のように改める。

その関係図面は、栃木県県土整備部河川課及び栃木土木事務所に備え置いて縦覧に供する。(図面省略)

令和8(2026)年3月27日

栃木県知事 福田 富一  
(河川課)

## 公 告

## ○農地を利用する権利の設定の裁定

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8(2026)年3月27日

栃木県知事 福田 富一

## 1 利用権を設定する農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目(登記)	面積(登記)(平方メートル)
鹿沼市下永野字上蔵本194番	畑	1,953.00
鹿沼市下永野字上蔵本195番1	畑	879.00
鹿沼市下永野字上蔵本307番2	畑	167.00
鹿沼市下永野字倉本1970番	田	2,896.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番1	田(畑)	2,034.00(3,069.00)
那須町大字高久甲字愛宕前5134番10	田(畑)	2,589.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番11	田(畑)	1,477.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番12	田(畑)	372.00
那須町大字高久甲字愛宕前5134番13	田(畑)	496.00
那須町大字高久甲字愛宕前5139番1	田(畑)	7,396.00
那須町大字高久甲字愛宕前5171番1	畑	2,400.00(4,500.00)
那須町大字高久甲字愛宕前5184番3	畑(山林)	188.00
那須町大字高久甲字愛宕前5185番1	畑(山林)	2,613.00

## 2 利用権の内容等

農地の所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
鹿沼市下永野字上蔵本194番	利用権	令和8(2026)年 5月1日	10年	127,610円
鹿沼市下永野字上蔵本195番1				
鹿沼市下永野字上蔵本307番2				

鹿沼市下永野字倉本1970番				
那須町大字高久甲字愛宕前5134番 1	利用権	令和 8 (2026) 年 5月 1日	5 年	180,900円
那須町大字高久甲字愛宕前5134番10				
那須町大字高久甲字愛宕前5134番11				
那須町大字高久甲字愛宕前5134番12				
那須町大字高久甲字愛宕前5134番13				
那須町大字高久甲字愛宕前5139番 1				
那須町大字高久甲字愛宕前5171番 1	利用権	令和 8 (2026) 年 5月 1日	3 年	31,206円
那須町大字高久甲字愛宕前5184番 3				
那須町大字高久甲字愛宕前5185番 1				

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明  
 栃木県宇都宮市一の沢 2 丁目 2 番13号

4 利用権を設定する農地の所有者等の情報

農 地 の 所 在 及 び 地 番	所 有 者 等 の 情 報
鹿沼市下永野字上蔵本194番	(亡) 毛束 タツ
鹿沼市下永野字上蔵本195番 1	
鹿沼市下永野字上蔵本307番 2	
鹿沼市下永野字倉本1970番	(亡) 高久 正勝
那須町大字高久甲字愛宕前5134番 1	
那須町大字高久甲字愛宕前5134番10	
那須町大字高久甲字愛宕前5134番11	
那須町大字高久甲字愛宕前5134番12	
那須町大字高久甲字愛宕前5134番13	
那須町大字高久甲字愛宕前5139番 1	
那須町大字高久甲字愛宕前5171番 1	
那須町大字高久甲字愛宕前5184番 3	
那須町大字高久甲字愛宕前5185番 1	

5 補償金の支払の方法

農地を利用する始期までに当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局本局及び各支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局本局及び支局において、補償金の還付を受けることができる。

(農政課)

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条の規定

による年度ごとにしなければならない公示は、令和 8 (2026) 年度においては、次のとおりとする。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格  
栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）のとおりとする。
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書を入手するための手段  
栃木県ホームページ（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>）からダウンロードすることができる。

（会計局会計管理課）

## 監 査 委 員

### 栃木県監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日

栃木県監査委員 森 澤 隆  
同 岡 本 篤 典  
同 山 形 修 治  
同 高 山 和 典

### 監査の結果の措置状況 （指摘事項）

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
真岡土木事務所	令和 7 (2025) 年 11月18日	真岡土木事務所が実施する一級河川百目鬼川河川改修事業に伴い、河川管理者（真岡土木事務所長）に対して、附帯工事に係る工作物（町道の橋梁）の管理者（益子町長）による河川占用許可申請 2 件及び道路管理者（真岡土木事務所長）による同許可申請 1 件が必要となるため、当該事業の原因者である真岡土木事務所が業務委託により許可申請書 3 件を一括して作成した。しかし、申請時期到来から 1 年以上経過しているにもかかわらず、附帯工事に係る工作物の管理者が申請すべき 2 件について当該管理者に成果品（許可申請書）を提供しておらず、道路管理者が申請すべき 1 件についても未申請となっており、河川法に基づく占用手続が行われていなかった。また、附帯工事に係る工作物 1 件については、完成後、当該工作物の管理	本件は、関係部課内で申請手続の進捗状況が共有されていなかったことに起因するものです。 附帯工事に係る工作物については、令和 7 年10月29日に管理者である益子町長に引継ぎを行うとともに、委託成果品の引継ぎを行いました。その後、令和 7 年10月31日付けで益子町長から工作物 2 件の河川占用許可申請書の提出を受け、11月10日で許可となりました。また、道路管理者として申請すべき河川占用許可申請については、令和 7 年10月31日付けで河川占用許可申請書を提出し、11月10日付けで許可となりました。 今回の監査結果を受け、同様の河川占用許可申請書作成業務委託を行っている他の案件の状況を確認した結果、問題ないことを確認しました。 再発防止策として「河川占用申請書等申請状況確認表」を新たに作成し、河川占用許可申請書作成

		<p>者に対する引継ぎも行われていなかった。</p> <p>本件について、附帯工事に係る工作物の管理者に対する引継ぎ及び道路管理者としての申請を速やかに行うとともに、今後は、工事に伴う許可申請等の手続が確実に実施されるよう、所属において適切に進行管理を行われたい。</p>	<p>業務委託を実施した際に、工作物引継ぎの必要性の有無や工作物の管理者に対する許可申請書の提出日、占用許可決定日をその都度記載することとし、関係部課内で申請手続等の進捗を共有していくとともに、半期ごとに最初の所内技術調整会議において、申請状況管理表に記載漏れが無いかなどを確認することとし、所内で進行管理が可能となる体制を維持していきます。</p>
--	--	--	---

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県議会委員会室・大会議室等音響・映像システム等更新業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約日から令和 9 (2027) 年 3 月 18 日まで
- (4) 履行場所 栃木県議会議事堂
- (5) 本業務は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法により行うものである。
- (6) 本業務は、単独企業と共同企業体との混合入札による。ただし、単独企業または共同企業体いずれかでの参加に限る。

また、共同企業体の構成員は、本入札において他の共同企業体の構成員となることはできない。

#### 2 入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、大分類「C 電気器具、カメラ類」、小分類「1 電気製品」、「2 通信機器」、「3 電気設備」のいずれかの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 共同企業体の構成員は以下の要件を満たすものであること。
  - ア 代表構成員は、上記要件のうち(1)～(3)を満たす者であること。
  - イ その他の構成員は、上記要件のうち(1)、(3)の要件を満たす者であること。

#### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等
  - 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
  - 栃木県議会事務局総務課総務担当 電話 028-623-3753
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
  - 令和 8 (2026) 年 3 月 27 日（金）から 4 月 16 日（木）まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで(1)の場所において交付する。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8(2026)年5月18日(月)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあつては、(1)の場所に郵送(書留郵便、指定期日必着)または持参により同期限までに提出すること。

## イ 開札の日時及び場所

令和8(2026)年6月3日(水) 午前10時 栃木県議会事務局総務課

## (4) 入札方法

1(1)の件名で総価で入札に付する。

## (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出された入札書は、引換え、変更または取消しを認めないものとする。

(7) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

なお、提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

## (8) 評価項目提案書の提出

入札者は、価格以外の評価を行うために、令和8(2026)年5月18日(月)午後4時までに以下の資料を(1)の場所に郵送(書留郵便、指定期日必着)または持参により提出すること。

なお、ア、イについては、正本1部、副本6部提出し、副本には入札者名を記載しないこと。ウ、エについては、該当がある場合のみ1部提出すること。

ア 評価項目提案書仕様確認リスト(別記様式2)

イ 評価項目提案書(様式は任意)

ウ 評価項目提案書に記載した業務実績を証明するための契約書の写し

エ 評価項目提案書に記載した業務従事者の取得している資格を証明するもの

(9) 提出された評価項目提案書は、引換え、変更または取消しを認めないものとする。

## 4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書を令和8(2026)年4月16日(木)午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

イ 共同企業体は、競争参加資格確認申請書と併せて、共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式1)、共同企業体協定書の写し及び委任状を提出すること。

ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書等について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和8(2026)年4月21日(火)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書様式により、令和8(2026)年4月10日(金)午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出する

こと。

イ 質問の内容及び回答は、令和8(2026)年4月15日(水)までに電子入札システム上及び栃木県ホームページ上で公開する。

(6) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(7) 落札者決定基準

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格点と価格以外の評価点を合計した総合評価点が最も高かった者を落札者とする。

イ 上記において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定する。

ウ 価格点及び価格以外の評価点の配点は次のとおりとする。

(ア) 価格点 100点

(イ) 価格以外の評価点 100点

エ 価格点は次のとおり算定する。

価格点 =  $100 \times (1 - (\text{入札金額} \div \text{入札予定価格}))$  【小数点以下第三位四捨五入】

オ 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目提案書(添付資料を含む。)により、別紙「価格以外の評価点評価項目・評価基準」に基づいて評価した各評価項目の評価点の合計とする。

カ 各評価項目の評価点は、県が指名する評価者が個別に行った評価の平均値とする。【小数点以下第三位四捨五入】

キ 提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合は、落札決定の対象としない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 契約締結方法

本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(10) 紙による入札参加承諾等の基準

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(11) その他

詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Upgrade of the audio and video systems in the committee rooms and the large conference room, and the display systems of the Tochigi Prefectural Assembly: one set

(2) Time-limit for tender: 4:00PM, May 18, 2026

(3) Information is available at: Tochigi Prefectural Assembly Building

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

General Affairs Division,

Prefectural Assembly Secretariat,

Tochigi Prefecture

TEL 028-623-3753

(議会事務局総務課)

## ○企画提案書の提出に関する公告 (特定調達公告)

次のとおり企画提案書の提出を招請するので公告する。

令和 8 (2026) 年 3 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 業務概要

(1) 業務名 第 3 期共同利用型基盤に係るシステム設計・開発業務委託及び機器賃貸借

(2) 業務内容 実施要領等による。

(3) 契約期間

ア システム設計・開発業務委託契約：契約締結の日から令和 9 (2027) 年 11 月 30 日 (火) まで

イ 機器賃貸借契約：令和 9 (2027) 年 11 月 1 日 (月) から令和 14 (2032) 年 10 月 31 日 (日) まで

(4) 提案上限額

ア システム設計・開発業務委託契約 826,084,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

イ 機器賃貸借契約 2,096,649,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 参加形態

共同企業体による参加表明を認める。ただし、本プロポーザルに参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単独企業として重複して参加することを認めない。

## 2 参加表明書を提出する者に必要な資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、共同企業体にあつては、構成員全てが(1)~(8)の要件を満たし、かつ、システム設計・開発業務を行う構成員が(9)の要件を、機器賃貸借を行う構成員が(10)の要件をそれぞれ満たすこと。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、大分類「N 通信、情報処理」—小分類「2 情報関連サービス」又は大分類「P その他のサービス」—小分類「2 リース、レンタル」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。

(3) 参加表明書提出日から契約を締結しようとする日の間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 (2010) 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者 (同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者 (同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

(5) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は同法第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

(8) ISO/IEC 27001 又は JISQ 27001 の認証を取得していること。

(9) 過去 5 年以内に自治体が発注したインフラシステムの案件管理・導入業務に関して、受注実績があること。

(10) 過去 5 年以内に自治体が発注したインフラシステム機器賃貸借業務に関して、受注実績があること。

## 3 プロポーザル実施の手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号 (栃木県庁本館 5 階北側)

栃木県経営管理部行政改革 I C T 推進課 デジタル行政担当

電話 028-623-2215

(2) 実施要領等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和8(2026)年3月27日(金)から同年4月24日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで。)

イ 交付場所

(1)の場所において交付するほか、本県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の点に留意して、実施要領に基づき参加表明書、参加資格確認書及び類似業務実績確認書を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和8(2026)年4月24日(金)17時必着

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

電子メール、持参(平日9時～17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。

電子メール及び郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年4月24日(金)までに辞退届を提出すること。

オ 共同企業体による参加

共同企業体は、参加表明書の提出と併せて共同企業体参加資格審査申請書、共同企業体協定書の写し及び委任状(参加表明書の提出及び参加に関する事項(技術提案書、見積書等の提出を含む。)等、構成員から受任者(代表構成員)に対する委任事項を記載したもの。)の写しを提出すること。

(4) 秘密保持誓約書の提出

秘密保持誓約書を提出し、かつ、本県が参加資格を有すると認めた者に限り、本業務に関する本県が公表していない文書を貸与する。当該資料の貸与を希望する者は、以下の点に留意して秘密保持誓約書を提出すること。

ア 提出期限

令和8(2026)年5月13日(水)17時必着

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参(平日9時～17時まで)又は郵送(書留郵便で送付すること)。なお、参加表明書と併せて提出することも可とする。

郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 共同企業体による参加

共同企業体で参加する場合は、代表構成員及び構成員の連名で作成したものを提出すること。

(5) 参加資格の確認通知

(3)で提出された参加表明書等により資格審査を行い、本県が参加資格を有すると認めた者に対し、令和8(2026)年5月1日(金)(予定)に電子メールにより通知する。

(6) 企画提案書の提出

(5)の参加資格の確認通知において企画提案書の提出を認められた者は、以下の点に留意して企画提案書を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和8(2026)年5月13日(水)17時必着

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出方法

持参（平日午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便で送付すること）。ただし、電子データの提出については、電子メールでの提出を可とする。なお、電子メール及び郵送で提出する場合は、到着の確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数及び提出形式

電子データで 1 部、紙媒体で 6 部提出すること。なお、審査の公正を期すため、企画提案書に記載の内容においては参加者名が類推できないように作成すること。

オ ファイル形式

実施要領による。

カ 提出物

実施要領による。

キ 1 者当たりの提案数

企画提案書は、1 者 1 提案とする。

ク 著作権

委託業務における制作物の著作権は、本県に帰属するものとする。委託期間終了後、本県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(2) 契約書の作成を要する。

なお、契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(3) 詳細は、実施要領による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Construction of Next-Generation Shared Service Platform

(2) Deadline for submission of application documents:

5:00 p.m., April 21, 2026

(3) Deadline for submission of proposal documents:

5:00 p.m., May 11, 2026

(4) Information is available at:

Electronic Prefectural Government Section

Administrative Reform and ICT Promotion Division

Department of Administration and Management

Tochigi Prefecture

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL 028-623-2215

(行政改革 I C T 推進課)